

豊中市立体育施設有料広告掲出事業者募集要項

1. 趣旨

この要項は、豊中市立豊島公園野球場（豊中ローズ球場）に有料広告を掲出する広告代理店（以下「広告掲出事業者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとします。

2. 広告物掲出期間

令和8年(2026年)6月1日から令和11年(2029年)3月31日まで

※広告物の掲出及び撤去に要する期間を含むものとします。

3. 施設の概要

- (1)名 称 豊中市立豊島公園野球場（愛称：豊中ローズ球場）
- (2)所 在 豊中市曾根南町1-4-2
- (3)施設紹介 緑の芝のきれいな本格的な野球場で、全国高等学校野球選手権大会大阪府予選（甲子園予選）、プロ野球ウエスタンリーグ公式戦や大学野球リーグ等のアマチュア野球の公式戦でも利用され、市内外から多くの来場があります。
- (4)開館時間 午前9時～午後9時（12月1日～3月31日は午後5時まで）
- (5)休館日 12月27日～1月5日
※令和8年度から12月29日～1月3日が休館日
毎週月曜日はグラウンド整備・芝養生のため休館
- (6)開設日 昭和43年（1968年）開設
平成8年（1996年）リニューアル
令和6年（2024年）リニューアルオープン
- (7)球場の規格 野球場1面（両翼95m、中堅115m、照明塔6基）
- (8)観客席 1,188席（車椅子席14席含む）
- (9)年間利用者

年度	対象月※1	利用者数※2	観客数
令和5年度	4月～10月	21,293人	43,061人
令和6年度	12月～翌3月	8,905人	8,360人
令和7年度	4月～10月	21,662人	56,971人

※1 令和5年(2023年)11月から令和6年(2024年)11月までは、大規模改修工事による休場のため、利用実績なし

※2 利用者数は野球場利用者のみ（会議室利用は除く）

4. 広告掲出場所

- (1) 外野ラバーフェンス 6 区画
- (2) 観客席通路 8 区画 (壁面)

※広告位置は別紙図面を参照してください。

5. 広告の規格

(1) 1 区画の大きさ

- ① 外野ラバーフェンス 縦 1.0m、横 7.0m を基本とする
- ② 観客席通路 B0 サイズ (1,030mm×1,456mm) を基本とする

(2) 表示方法

- ① 外野ラバーフェンス 白色の文字又は白色の標章等によるものとし、剥離可能なシールをラバーフェンスに直接貼り付ける方法により施工すること
- ② 観客席通路 広告物が球場と調和する色彩及び形状となるよう配慮すること

6. 広告掲載料

外野ラバーフェンス 6 区画分及び観客席通路 8 区画分を合計し、年額 (12か月分)、税抜金額でお申し込みください。

次の壁面使用料が最低基準額になりますが、必ず広告掲載の対価を含めてお申し込みください。

【壁面使用料】

- ① 外野ラバーフェンス 546,000 円 (7 m²×6 区画) (税抜・年額)
 - ② 観客席通路 156,000 円 (B0 サイズ×8 区画) (税抜・年額)
- 合計 702,000 円 (税抜・年額)

本案件にお申込みいただいた事業者（以下、「応募者」とします。）のうち、最高額を提示した事業者を広告掲出予定者として選定します。

7. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす者とします。なお、掲出決定に応募資格要件を満たしていないことが判明した場合は、掲出許可を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者でないこと（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者となります。）。
- (2) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等

の免許を有していること。

- (4) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含みます。）。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

8. 公募の条件

(1) 有料広告掲示方法

有料広告の掲示は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項及び豊中市財産条例等に基づき、行政財産使用許可により行うものとします。

(2) 広告掲載料等

ア 使用許可の期間

使用許可の期間（有料広告の掲示、撤去に要する期間は、使用許可期間に含みます。）は、令和8年（2026年）6月1日から令和9年（2027年）3月31日までとします。次年度以降は4月1日から翌3月31日までの1年間とします。なお、広告掲出期間中は年度毎に行政財産使用許可申請が必要です。

イ 広告掲載料

広告掲出事業者は、広告を掲載するにあたり、広告掲載料として使用料を本市に収めていただく必要があります。応募者の中から、本市が設定する最低基準額以上の額を提示し、かつ、最高額を提示した事業者を広告掲出予定者として選定します。広告掲出予定者が提示した提案価格に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって、行政財産使用許可申請手続きを行うことにより正式に広告掲出事業者となり、使用料が確定します。使用料は本市の発行する納付書により本市の指定する期限までに全額納入してください。納入された使用料は原則として返納できませんが、以下の場合については市と広告掲出事業者が協議の上、納入された使用料の一部または全部を返納します。なお、返納額については、使用許可期間と、既に使用された期間を勘案し、市と広告掲出事業者が協議するものとします。

- ・災害その他不可抗力による事由のため当該財産が使用できなくなったとき。
- ・臨時の長期休館（休場）など、市民が施設を利用できない期間があったとき。

- ・その他、広告掲出事業者の責めによらない事由で使用許可を取り消したとき。

※見積金額は年額としてください。

ウ その他必要経費等

広告主の募集、広告物の作成、掲示、撤去、交換に要した費用等一切の費用は広告掲出事業者の負担とします。

(3) 広告の基準

豊中市有料広告掲載基準及び豊中市スポーツ振興課における有料広告掲載取扱要綱を参照してください。

(4) 使用上の制限について

次のことを遵守してください。

- ・許可物件を指定用途以外の用途で使用しないこと。
- ・許可物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をしないこと。
- ・許可物件を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定しないこと。
- ・使用許可の条件を遵守し、使用料等を期限までに確実に納付すること。

(5) 維持管理責任について

次のことを遵守してください。

- ・広告物の掲示、撤去、交換作業などは広告掲出事業者が行うこと。
- ・広告物の掲示、撤去、交換作業については、本市の指示に従うこと。なお、作業日は休館日に限る。
- ・広告物が破損した場合や汚れがひどい場合には、速やかに交換すること。
- ・広告に対する問い合わせ及びトラブル対応は広告掲出事業者が行うこと。市又は市民からの問合せの対処記録、トラブル対処記録（発生日時、トラブル内容、対処内容、解決日時を含む）関係帳簿類の提出を求められた場合は遅滞なく対応すること。

(6) 使用許可の取り消しについて

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがあります。なお、使用許可の取り消し又は変更によって生じた損失については、本市は一切補償しません。

- ・許可物件を公用・公共用に供する必要が生じた場合
- ・使用許可の条件に違反するような行為があると認める場合
- ・著しく社会的信用を損なう行為等により広告掲出事業者として相応しくないと本市が判断した場合

(7) 原状回復

広告掲出事業者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかに使用許可物件を現状に回復して返還してください。ただし、特に本市が承認したときは、現状に回復しないで返還することができるものとします。なお、原状回復に際し、本市は一切の補償をしないものとします。

(8) 損害賠償

- ア 広告掲出事業者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状に復した場合は、この限りではありません。
- イ 広告掲出事業者は、許可書に定める義務を履行しないために本市に損害を与えたときは、損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

(9) 費用の支出及び請求権の放棄

使用許可物件に投じた費用は、理由の如何を問わず全て広告掲出事業者の負担とし、これを本市に請求することはできません。

9. 質問の受付

本件に関する質問は、件名に「豊中市立体育施設有料広告掲出に関する質問について」と記入し、suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp宛にメールでお送りください。送信後、10.(3)の申込先あてに着信確認の電話をしてください。

質問受付期間は、令和8年(2026年)2月13日(金)17時までとします。

受付期間後、原則として市ホームページ内の本件募集案内ページにて質問と回答を掲載します。

10. お申込み

(1) 申込方法

見積書を下記申込先へ提出してください。

※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告原稿を提出してください。

(2) 申込期間

令和8年(2026年)2月2日(月)～2月27日(金) (必着)

※郵送の場合は、簡易書留又は書留によりお送りください。普通郵便で送付された場合、申込期間内に到着しない場合は受け付けられませんのでご注意ください。

※持参の場合は、土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時15分に下記申込先へお越しください。

※メール提出の場合は、件名に「豊中市立体育施設有料広告掲出の見積書提出について」と記載し、suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp宛に見積書を添付して送信してください。1営業日以内に、受信確認のメールを返信します。確認メールが届かない場合は、下記申込先へお問い合わせください。

※ファックス提出の場合は、土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時15分に、06-6858-3864宛に送信してください。送信後、下記申込先まで、着信確認の電話をしてください。

(3) 申込先

豊中市都市活力部スポーツ振興課企画係
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 (第一庁舎 5 階)
TEL : 06-6858-3309 FAX : 06-6858-3864
e-mail : suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp

(4) 申込みにあたっての留意点

- ・申込みに必要な書類が申込期間に到着しない場合や、書類に不備がある場合は受け付けられませんので、ご注意ください。
- ・見積書には、外野ラバーフェンス 6 区画分、観客席通路 8 区画を合わせた 14 区画分・1 年度 12 か月分をすべて合計した金額を記入してください。

11. 広告掲載までの流れ

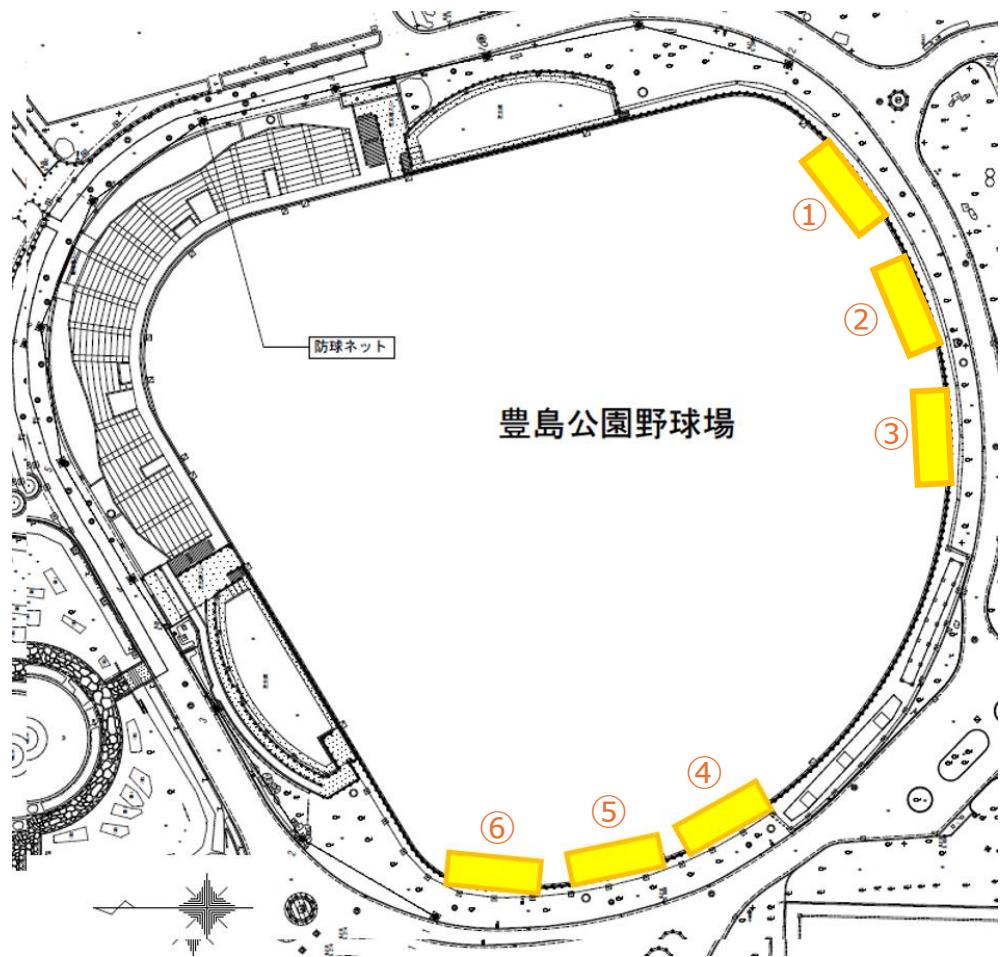
① 広告掲出事業者の決定	市
② 広告主の確定 広告原稿の作成	広告掲出事業者
③ 掲載申込書と広告原稿を提出	広告掲出事業者→市
④ 広告審査委員会で広告内容を審査し、掲載可否を決定 結果を通知し、修正が必要な場合は依頼	市→広告掲出事業者
⑤ 広告の製作	広告掲出事業者
⑥ 行政財産使用許可申請書を提出 許可後に使用料を納付	広告掲出事業者→市
⑦ 広告の完成 広告設置日時を報告	広告掲出事業者

12. 問合せ

豊中市都市活力部スポーツ振興課企画係
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1 (第一庁舎 5 階)
TEL : 06-6858-3309 FAX : 06-6858-3864
e-mail : suposhisetsu@city.toyonaka.osaka.jp

【別紙】

外野ラバーフェンス



観客席通路

